

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十七年五月二十九日から同年九月二十九日まで奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。

平成二十七年五月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 DCMダイキ富雄南店
所在地 奈良市石木町七七番地

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（変更前）ダイキ富雄南店

（変更後）DCMダイキ富雄南店

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名
（変更前）名称 ダイキ株式会社

住所 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

代表者 小島 正之

（変更後）名称 DCMダイキ株式会社

住所 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

代表者 小島 正之

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
（変更前）名称 ダイキ株式会社

住所 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

代表者 小島 正之

（変更後）名称 DCMダイキ株式会社

住所 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

代表者 小島 正之

三 変更年月日

平成二十七年三月一日

四 届出年月日

平成二十七年五月八日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

平成二十七年五月二十九日から同年九月二十九日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで